番号	協　　定　　項　　目
1	【合併の方式】 　宝飯郡一宮町を廃し、その区域を豊川市に編入する編入合併とする。
2	【合併の期日】 　合併期日は、平成18年2月1日とする。
3	【新市の名称】 　新市の名称は、豊川市とする。
4	【新市の事務所の位置】 　新市の事務所の位置は、豊川市諏訪一丁目１番地とする。 　現在の一宮町役場については、当分の間、総合支所として活用することとし、概ね合併後５年を目処に庁舎の活用方法を含め、機能の見直しを行うものとする。
5	【議会議員の定数及び任期の取扱い】 　合併時に一宮町の議会議員は身分を失い、合併後、地方自治法第９１条第５項の規定に基づき、一宮町の区域を選挙区とする増員選挙（定数４）を実施するものとする。 　なお、合併後、最初の一般選挙においては、更なる定数削減を目指すものとする。
6	【農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い】 　一宮町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとする。 　一宮町においては、合併前の一般選挙は、委員定数を８人に改正の上、実施する。 　合併時に一宮町の農業委員会の委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１項第２号の規定を適用し、豊川市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする。 　なお、合併後、最初の一般選挙においては、更なる定数削減を目指すものとする。
7	【一般職の職員の身分の取扱い】 　一宮町の一般職の職員は、すべて豊川市の職員として引き継ぐものとする。 　一宮町の一般職の職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、豊川市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。 　職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 　一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、豊川市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

8	【地方税の取扱い】 　両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 都市計画税の税率は、百分の0．3とする。ただし、現在の一宮町の地域については、合併する年度及びこれに続く5年度は、合併特例法第10条に定める不均一課税を適用し、現行のとおりとする。 (2) 入湯税については、一宮町の制度を新市に引き継ぐものとする。 (3) 普通徴収に係る個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納期は、合併時に豊川市の例により統一する。
9	【地域審議会等の設置】 　合併特例法第５条の４第１項の規定に基づき、合併前の一宮町の区域に地域審議会を設置する。 　設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。 「地域審議会の設置に関する協議」 （設置） 第１条　市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条の４第１項及び第２項の規定に基づき、合併前の宝飯郡一宮町の区域（以下「設置区域」という。）に、地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 （設置期間） 第２条　審議会の設置期間は、平成１８年２月１日から平成２３年３月３１日までとする。 （所掌事務） 第３条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。 　(1)　設置区域に係る新市建設計画（以下「建設計画」という。）の変更及び執行状況並びにその他新市の長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じて審議し、答申すること。 　(2)　設置区域に係る建設計画の執行状況及び審議会が必要と認める事項に関し、市長に意見を述べること。 （組織） 第４条　審議会の委員は、委員１５人以内で組織する。 ２　委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 　(1)　公共的団体等を代表する者 　(2)　学識経験者 　(3)　公募により選任された者 （任期及び失職） 第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ２　委員の再任は、妨げないものとする。

	３　委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。 （会長及び副会長） 第６条　審議会に、会長及び副会長を置く。 ２　会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。 ３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 ４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 第７条　審議会の会議は、会長が招集する。 ２　会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 ３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 ４　審議会の議長は、会長が務めるものとする。 ５　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ６　審議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで、公開しないことができる。 （審議会の意見聴取等） 第８条　審議会は、会長が会議の進行上に必要と認めた場合には、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。 （庶務） 第９条　審議会の庶務は、当分の間、設置区域の支所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。 （雑則） 第１０条　この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附　則 この協議は、平成１８年２月１日から施行する。
10	【財産及び債務の取扱い】 一宮町の所有する財産（山林を除く）及び債務については、全て豊川市に引き継ぐものとする。 一宮町が所有する山林のうち、町有林管理委員会が管理する山林については、合併時に財産区を設置の上、財産区管理会及び基金を設けて管理運営にあたるものとする。 なお、その他の山林は、豊川市に引き継ぐものとする。
11	【特別職の職員の身分の取扱い】 一宮町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）の職員は、合併の前日をもって失職するものとする。 行政委員会（農業委員会を除く。）及び審議会等の附属機関並びに嘱託員等の非常勤の特別職については、現に両市町で設置されていて新市において引き続き設置する必要があるものは原則として統合し、独自に設置されている

	ものについては、合併時までにそのあり方を検討する。なお、行政委員会及び附属機関等の委員構成については、両市町の長が別に協議して定める。
12	【条例、規則等の取扱い】 豊川市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例・規則等については、その調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。
13	【組織及び機構の取扱い】 新市の組織・機構は、市役所及び総合支所を骨格とし、次の方針に従い整備するものとし、具体的な組織･機構については、合併時までに両市町の長が別に協議して定める。 (1) 総合支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたす事のないよう配慮する。 (2) 出先機関は、当分の間、現行のまま存続する。 (3) 具体的な組織・機構は、次の方針に基づき整備する。 ・市民にとってわかりやすく、市民の声を適切に反映することができる組織･機構 ・簡素で効率的な組織･機構 ・行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織･機構
14	【町名･字名の取扱い】 現在の豊川市の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。 現在の一宮町の町・字の区域については現行のとおりとし、名称については、地域の意向を踏まえ、合併時までに調整する。
15	【慣行の取扱い】 市章、市民憲章、市の木・花、宣言は、豊川市の例による。
16	【公共的団体の取扱い】 公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努める。 (1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
17	【一部事務組合等の取扱い】 (1) 一部事務組合 一宮町は合併の前日をもって豊川宝飯衛生組合及び愛知県市町村職員退職手当組合を脱退する。 (2) 協議会 一宮町は合併の前日をもって宝飯地区広域市町村圏協議会、東三河地方教育事務協議会及び宝飯郡視聴覚ライブラリー協議会を脱退する。 (3) 共同設置機構

	一宮町は合併の前日をもって宝飯郡介護認定審査会を脱退する。 (4)　事務委託 一宮町は合併の前日をもって、豊川市に対する消防事務、愛知県に対する公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会及び公平委員会の事務の委託の規約を廃止する。 (5)　土地開発公社 一宮町の出資金を新市に引き継ぐものとする。 (6)　共済組合 一宮町は合併の前日をもって愛知県市町村職員共済組合を脱退する。
18	【使用料、手数料等の取扱い】 使用料については、原則として、現行のとおりとする。ただし、行政財産目的外使用料（電柱、電話柱等）、道路占用料、河川占用料、都市公園占用料、公共用物占用料については、合併時に豊川市の制度に統一する。 手数料については、合併時に豊川市の制度に統一する。
19	【補助金、交付金等の取扱い】 補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。 (1) 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後速やかに関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 両市町独自の補助金、交付金については、従来の実績を尊重し、新市移行後、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合、あるいは廃止できる補助金等については統合、廃止の方向で調整する。
20	【消防団の取扱い】 消防団は合併時に豊川市消防団に統合する。なお、分団等の組織は、当分の間は現行のとおりとし、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。
21	【国民健康保険事業の取扱い】 国民健康保険制度については、豊川市の例により保険料とする。 保険料率については、豊川市の例により統一する。ただし、現在の一宮町の地域については、合併する年度及びこれに続く５年度は、不均一の賦課とする。 結核医療付加金支給事務については、豊川市の例により市域全体で実施する。
22	【介護保険事業の取扱い】 保険料は、合併年度は現行のとおりとし、平成１８年度からは、新市にお

		ける介護保険事業計画のなかで決定する。 　納期は、合併時に豊川市の例により統一する。
23	各種事務事業の取扱い	
	1	【総務･企画関係事業】 (1)　広報広聴関係事業 　広報紙は、毎月２回発行することとし、内容や配布方法については合併時までに調整する。その他の広報と広聴関係については、原則として合併時に豊川市の制度に統一する。 (2)　自治会・行政区 　町内会、区長会の組織については、当分の間は現行のとおりとする。なお､新市において豊川市の連区制度を基本として組織体制のあり方を検討するものとする。
	2	【防災関係事業】 　地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。 　防災行政無線（移動系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において、相互利用ができる体制を検討するものとする。 　防災行政無線（同報系）の運用については、当分の間は現行のとおりとし､災害危険地域など必要な地域への整備や現行機器の更新などの取扱いについては、関係機関と協議の上、新市において検討する。
	3	【福祉関係事業】 (3)　福祉医療 　両市町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。 　精神障害者医療費支給事業については、豊川市の例による。 (4)　保育事業 　保育料及び主食代（３歳以上）については、豊川市の例による。 　乳児保育、障害児保育及び延長保育については、豊川市の例による。ただし、障害児保育及び延長保育に係る指定園については、新市において調整するものとする。 　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、現行のとおりとする。 (5)　高齢者福祉事業 　両市町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。 ア　在日外国人高齢者福祉手当 　豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。 イ　在宅寝たきり高齢者等介護者手当

新市においては実施しない。ただし、現在の一宮町の地域については、合併する年度及びこれに続く３年度は、現行のとおりとする。

ウ　介護用品支給事業

豊川市の例による。

エ　高齢者住宅整備資金償還利子補給事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

オ　理容サービス事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

カ　ひとり暮らし老人ガス安全対策事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

キ　介護者リフレッシュ事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

ク　敬老金支給事業

豊川市の例による。

(6)　障害者福祉事業

両市町で差異のある事業については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　入浴サービス事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

イ　障害者住宅整備資金償還利子補給事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

ウ　重度身体障害者住宅リフォーム助成事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

エ　身体障害者自動車改造費助成事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

オ　生活福祉資金償還利子補給事業

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

カ　在日外国人障害者福祉手当

豊川市の例により、市域全体で実施するよう調整する。

キ　障害者手当

豊川市の例による。ただし、現在の一宮町の地域においては、身体障害者手帳１級～３級及び療育手帳Ａに係る手当額については、合併する年度及びこれに続く３年度は、現行のとおりとする。

(7)　児童福祉事業

新市における単独の遺児手当については、愛知県遺児手当の基準により実施することとし、手当額については、豊川市の例による。ただし、現在の一宮町の地域においては、現行の支給基準に該当する受給者の育成手当額については、合併する年度及びこれに続く３年度は、現行のとおりとする。

4	【保健関係事業】

		新市における老人保健事業については、原則、現行のとおりとする。ただし、現在、両市町のうち、一方の市町のみで実施されている検診については、新市において、関係機関の協力を得て、市域全体で実施するよう調整するものとする。また、個人負担金についても、新市において、受益者負担の原則を基本に、関係機関の協力を得て、速やかに統一するよう調整するものとする。
	5	【交通関係事業】 両市町で実施されている福祉バス等の公共交通機関の確保に関する事業については、現行のまま、新市に引き継ぐものとする。なお、新市においては、一層の地域内交流の促進と住民の利便性向上を目指し、バス等対策協議会など、住民や有識者等で構成する検討組織を設置の上、事業内容の検討を行うものとする。
	6	【上水道関係事業】 (7)　水道料金 水道料金については、合併年度は現行料金によることとし、平成１８年度から豊川市の料金に統一する。 (8)　加入分担金 加入金（分担金）については、合併年度は現行料金によることとし、平成１８年度から豊川市の料金に統一する。
	7	【下水道関係事業】 下水道使用料については、合併年度は現行のとおりとし、平成１８年度から豊川市の使用料に統一する。
	8	【教育関係事業】 (1)　通学区域 通学区域については現行のとおりとし、その見直しについては地元の要望や地理的な要因等を踏まえ、新市において必要に応じて調整する。 (2)　学校給食 学校給食は、新市においても、現行のとおり実施する。 給食費については、合併時に豊川市の例により統一する。
24	新市建設計画	